

# 上野事務所ニュース

26年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 育児休業給付の給付割合の引き上げ

平成 26 年 4 月 1 日より、雇用保険の育児休業給付の給付割合が、休業開始後 6 か月の間 50% から 67% に引き上げられます。

育児休業開始が平成 26 年 4 月 1 日以降である場合に適用されます。平成 26 年 3 月 31 日以前に育児休業給付を受給している方については、4 月 1 日以降もこれまで通り給付割合は 50% です。

## 70~74 歳の方の健康保険の一部負担金の見直し

70 歳~74 歳の健康保険の被保険者・被扶養者（以下「被保険者等」）の方が窓口で支払う一部負担金の割合は、1 割負担となっていましたが、平成 26 年 4 月 1 日からは次のように変更されます。3 割負担の方は原則これまでと同じです。

①平成 26 年 4 月 1 日以降に 70 歳になる被保険者等（昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれ）の場合

⇒70 歳になる日の翌月以降の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合が 1 割から 2 割になります。

②平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳になった被保険者等（昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれ）の場合

⇒平成 26 年 4 月 1 日以降も引き続き 1 割負担のままです。

## 有期雇用労働者等の特別措置について

有期雇用労働者等の特別措置についての特例を今国会に提出しました。

平成 25 年 4 月 1 日より改正労働契約法で、“有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できる” ルールになっていました。今回の特例は、

- ①高度な専門知識を有する有期契約労働者
  - ②定年後有期契約で継続雇用された労働者
- を対象から除外するという特例です。

①②の特例適用を受けようとする場合、都道府県労働局および労働基準監督署に、①は「第 1 種計画書」、②は「第 2 種計画書」を届けて認定を受けなければなりません。

## 36 協定の特別条項違反について

労基法では、「使用者は、労働者に休憩時間を除き 1 週間に 40 時間、1 日に 8 時間を超えて、労働させてはならない」（32 条）と定められています。この法定労働時間を超えて、時間外労働や休日労働をさせる場合には、労使協定を締結する必要があります。この労使協定は、労基法 36 条の数字をとって一般に「36 (さぶろく) 協定」と呼ばれています。

臨時的に限度時間（1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間等※）を超えて時間外労働を行

わなければならない特別な事情が予想される場合には、特別条項付きの協定を結ぶことにより、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

今回、この特別条項付き 36 協定で定めた月 100 時間の限度時間を超える違法な時間外労働を行わせたとして、監督署により、製造業を営む会社の代表取締役社長と部長 2 人と法人が書類送検されました。

司法処分に踏み切った理由としては、①受注状況などから限度時間の超過が明白だったにもかかわらず是正措置を講じなかったこと②過去にも同じ違反では是正勧告をしていたことや③以前と比べて長時間労働の実態が悪化していることを重く見たことがあげられます。

※次の事業又は業務は限度時間が適用されません。

①工作物の建設等の事業②自動車の運転の業務③新技術、新商品等の研究開発の業務④厚生労働省労働基準局長が指定する事業又は業務（ただし、1 年間の限度時間は適用されます。）

### Q & A なぜなにどうして？

**Q:** 協会けんぽから生活習慣病予防健診申込書が届きました。当社では、年 1 回会社に義務付けられる健康診断にこの健診を活用したいと考えています。具体的な内容や手続の流れはどういったものなのでしょうか？

**A** 協会けんぽでは、35 歳以上 75 歳未満の被保険者（本人）を対象にした「生活習慣病予防健診」と、40 歳以上 75 歳未満の被扶養者（ご家族）の方を対象にした「特定健康診査」を行っています。1 月上旬のデータを基に、3 月下旬頃から健診の案内を送付しています。

これらを利用して健診を受けた場合、受診費用の一部を協会けんぽが負担し

ます。この場合でも、安全衛生法上の定期健康診断の内容を満たします。

#### ◆申込から受診までの流れ

##### (1) 生活習慣病予防健診（被保険者本人）

- ①生活習慣病予防健診実施医療機関に電話をし、予約を行います。
- ②生活習慣病予防健診申込書に健診予約年月日、健診機関名、健診機関コードを記入します。
- ・退職された方、受診しない方には二重線を引きます。1 月上旬以降に入社した方で、受診を希望される場合は一覧表に追記します。
- ③協会けんぽに申込書を郵送します。
  - ・この際にコピーをとり控えをとっておきます。
- ④「健康保険証」を持って健診を受けます。
- ⑤健診結果は個人ごとに原則親展で健診機関から事業所宛に送付されます。

⇒ 健診機関によっては会社用に受診者の健診内容の一覧表を送付している場合もあるようです。

しかし、一覧表がなく、会社が健診内容を見ることについて受診者が同意しない場合、会社で健診内容が把握できることから、安全衛生法上の定期健康診断の内容を満たすことができません。同意できない方については、別の機会で定期健康診断を受診してもらいます。

##### (2) 特定健康診査（被扶養者）

- ①1 月上旬までに扶養となっている対象被扶養者の方に、4 月中旬頃までに特定健康診査受診券が被保険者の住所に届きます。
- ②受診希望の被扶養者は、健診実施機関に本人で申し込みをします。
- ③「健康保険証」と「受診券」を持って健診を受けます。
- ④健診結果が被保険者の住所に送付されます。